

平成18年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目28番25号
カブドットコム証券株式会社
代表執行役社長 齋 藤 正 勝

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご捺印のうえ折り返しご送付くださるか、当社の指定するウェブサイト (<http://www.evotc.jp/>) より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月25日（日曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町1番2号
赤坂プリンスホテル 「五色」2階 五色の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
 - 報告事項 第7期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分の内容等の報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。
 - 第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Vodafone live!）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。（「iモード」は㈱エス・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDD I ㈱、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標または登録商標です。）
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は株主総会前日（平成18年6月24日（土曜日））の24時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンをご利用の場合、<http://www.evote.jp/>にアクセスすると表示されます「会社一覧」画面で会社名「カブドットコム証券株式会社」を選択、次に表示される「インターネット議決権行使ホームページ画面」で「議決権行使」をクリックいただきますと「本人認証」画面が表示されます。携帯電話をご利用の場合、上記URLにアクセスすると表示されます「議決権行使サイト」画面で「ログイン」ボタンをクリックいただきますと「本人認証」画面が表示されます。いずれも「本人認証」画面で、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書取得（または携帯電話番号情報の送信）等をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 「議決権行使コード」は株主総会の招集の都度新しいコードをご通知いたします。また株主総会の招集ご通知をパソコンに電子メールで送信することに同意された株主様につきましては、ご自分の「パスワード」を株主様に変更されるまで継続的にご利用いただくこととなりますので、パスワードの管理には充分ご注意ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使サイトでは複数回の議決権行使（やり直し）が可能ですが、この場合は最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以上

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 ☎ 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

第 7 期 営 業 報 告 書

平成17年 4月 1日から
平成18年 3月31日まで

I 営 業 の 概 況

1. 営 業 の 経 過 及 び 成 果

当期における我が国経済は、設備投資の力強さに加えて、雇用・所得環境の改善に支えられた個人消費の好調、堅調な外需の3本柱が揃い踏み、穏やかな景気拡大が続きました。夏場には日銀並びに政府から景気の踊り場脱却宣言も出され、先行きへの楽観論が広がりました。2月の地価公示では東京都の住宅地の地価が15年ぶりに反発、3月には日銀が量的緩和の解除に踏み切るなど、いよいよデフレ脱却の様相を強めております。

株式市場は東証一部の累積売買代金が506兆円と前年度比7割増となり過去最高、1日当たりの売買代金も2兆円強とこれも前年度比7割増と空前の活況となりました。個人取引も活況を呈し、三市場の1日平均個人委託売買代金は約1兆2,000億円と前年度の2倍規模と大きく増加いたしました。日経平均株価も夏場以降上昇トレンドを明確にし、前年度末比46%の上昇となりました。

8月の衆院解散を起点とした株式上昇相場は主に外国人投資家が牽引したものでしたが、秋口から年明けへ個人投資家の新規参入も加速し、当社の新規口座開設数は大きく伸びました。

このような環境の下、当社は『顧客投資成績重視の経営』を経営理念として掲げ、損をしないことが利益に繋がるという「リスク管理追求型」のコンセプトの下で利便性と安定性を追求した独自サービスを提供するとともに、個人投資家に新しい投資スタイルを啓蒙するという経営理念に基づく営業活動を行った結果、当社の当期末の口座数は475,425口座（前期末233,165口座）、うち信用口座数は42,554口座（前期末24,185口座）、預り資産は1兆2,347億円（前期末5,756億円）と順調に増加いたしました。

以上の結果、当期の営業収益は213億11百万円（前期比81.8%増）と過去最高を更新しました。営業収益の増加に比較し、販売費・一般管理費の増加は穏やかであったことから、経常利益は126億72百万円（前期比115.1%増）、当期純利益は97億46百万円（前期比142.8%増）と過去最高の決算となりました。

なお、当社は平成18年1月1日付でMeネット証券株式会社と合併し、三菱UFJフィナンシャル・グループ内のオンラインをチャネルとする証券業務基盤は一本化されました。

2. 当社が対処すべき課題

(1) ブランド及び信頼感の浸透

競業他社との競争の中で、投資家に対し当社のブランドと信頼感を一層浸透させることは不可欠です。当社は、「リスク管理追求型」のコンセプトを一層浸透させ、ブランド力を向上させるためIR、PR活動を積極的に行う必要があると考えております。また、安定的なシステム稼働と顧客データの保護の強化のために国際規格に基づく経営管理体制を構築するなどの諸施策を実施し、お客様の信頼感を高めてまいり所存です。

(2) 効果的、効率的なキャパシティ・プランニングの実施

株式市場が歴史的な活況を呈してきており、当社の株式取扱高も急増しております。また、株式会社三菱東京UFJ銀行との証券仲介業の積極的な推進等により、今後も取扱高増加が見込まれ、これらに備えてのコンピューターシステムやコールセンターなどの着実な処理能力増強が重要となってきます。

当社では、これら処理能力については客観的な指数に基づき常時評価を行い、効果的・効率的な増強計画（キャパシティ・プランニング）を構築し、経営陣の認識のもとそれらの計画を確実に実施するよう努めています。

(3) 低コスト構造の維持

当社は、コンピューターシステムの自社開発、自社運営と少数精鋭主義による効率的な業務運営を行っております。競業他社との競争を優位に展開するため、引き続き費用対効果を厳格に計算し、販売費・一般管理費の増加を抑制することによって、低コスト構造の維持に努めてまいります。

(4) コンピューターシステム障害の防止と対応

当社の業務及び提供するサービスのほぼ全ては、その全部又は一部がコンピューターシステムによって運営、提供されております。これらのコンピューターシステムは、一般的に、地震、火災、電力供給停止、通信障害等の社会的なインフラ障害などの外部要因や、コンピューター機器の不具合、人為的なオペレーションミスなどの内部要因により障害が発生する可能性があります。

当社は、オンライン証券取引サービスの提供を専業としているため、これらのコンピューターシステムが安定的に運用されることが当社の業務運営に関する最大の関心事であるとの認識の下、コンピューターの設置場所を免震構造の建物内とし、非常用自家発電による電源供給が常時行える環境を整え、全てのコンピューターサーバを2重化以上の構成とするなど、コンピューターシステム障害を未然に防止するための諸施策を実施しています。

- これらの取組みに加え、今般、災害や大規模システム障害の発生などのリスク対策として、福岡県を拠点としたシステムセンターを新たに構築、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の実現を図っています。
- (5) 顧客情報漏洩等に対するセキュリティの確保

当社では顧客情報管理を徹底すべく、SSLを使用したインターネット等の暗号化、本店及びコンピューターシステムの設置場所での生体認証を用いたアクセス権管理の導入など、重要データの消失、誤用、改変等の事故が起こらないよう様々な施策を実施しています。また、情報セキュリティ管理に関する標準規格である「ISMS適合性評価制度（Ver2.0）及びBS7799-2：2002」認証や品質管理の国際規格であるISO9001を取得し、これらに基づくPDCAサイクルによる管理体制を徹底することにより継続的に情報セキュリティのレベル向上を図っています。

- (6) 知的財産権について

コンピューターシステム技術、サービスマーク等にかかる当社の無形資産については、特許権、商標権という形で企業の資産であることを明確化できるように特許出願や商標登録出願を行っており、当期はオンライン専門証券では始めてとなる特許権を取得いたしました。今後もこれらの活動を通じて、企業価値の向上に結び付けていきたいと考えています。

- (7) 資金調達手段の拡充

当社の信用取引残高は平成18年3月31日時点で2,194億円に達しており、個人市場の成長や当社顧客基盤の拡大に伴う一層の残高の増加や、量的金融緩和解除による金利上昇などを見据えた資金調達手段の多様化が必要であると考えております。事業ニーズに合わせた機動的な資金調達を可能とすることを目的として、当社は平成18年4月に株式会社日本格付研究所より長期優先債務の格付を取得いたしました。

3. 設備投資及び資金調達の状況

当社は、コンピューターシステムを自社開発、自社運営しており、また新規ビジネスへの参入や災害等に備えた事業継続計画（BCP）の実現のために必要な設備投資を続けてきております。当期の設備投資額は5億14百万円で、ソフトウェアを中心としたシステム増強に対して行いました。また、電子計算機等設備拡充のため、支払総額10億8百万円のリース契約を締結いたしました。

一方、資金調達手段の多様化と調達コスト削減の一貫として、当営業年度は、信用取引貸付金に充当するため、短期銀行借入により300億円の資金調達を行いました。

4. 営業成績及び財産の状況の推移

(単位：百万円)

区分	期別	第4期	第5期	第6期	第7期
		平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで	平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで
営業収益 (受入手数料)		2,944 (2,307)	6,569 (5,340)	11,725 (9,377)	21,311 (16,887)
経常利益		185	2,578	5,891	12,672
当期純利益		125	3,037	4,014	9,746
1株当たり当期純利益		1,336円57銭	32,459円00銭	14,222円84銭	10,211円58銭
総資産		43,686	125,684	202,771	380,363
純資産		2,864	5,902	22,264	33,319
1株当たり純資産		30,609円33銭	63,068円53銭	70,287円30銭	34,337円22銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の算出にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第6期及び第7期(当期)中において、下記のとおり発行済株式数が変動しております。

期別	発行年月日	発行形態	発行株式数	資本及び 総資産増加額
第6期	平成16年9月28日	株式分割(1:3)	187,178株	—
第6期	平成17年3月16日	公募増資	36,000株	12,182百万円
第7期	平成17年7月20日	株式分割(1:3)	633,534株	—
第7期	平成18年1月4日	合併	17,115株	897百万円
第7期	平成18年3月27日	新株予約権の行使	2,961株	44百万円

[第4期]

第4期は、依然として低迷を続ける設備投資や個人消費に加え、不良債権処理問題による金融不安の強まり等から、デフレ不況の出口が見出せない状況が続きました。

こうした全般的に厳しい市場環境の中で、当社では「リスク管理追求型」のコンセプトの下、お客様の利便性を高めるようサービスの拡充に努めた結果、信用取引を中心に売買高が順調に推移いたしました。また経費削減等経営の効率化により、黒字転換を果たすことができました。

[第5期]

第5期は、公的資金投入による金融不安の緩和から過度な悲観論が薄れ、日経平均株価は年間上昇率約50%と大幅高となるとともに、外国人投資家と個人投資家による取引拡大が牽引し、3月には東証一部の売買高が20億株を超える日が4日に及ぶなど商い高もバブル期並みの活況を呈しました。

このような環境下、当社では引き続き「リスク管理追求型」のコンセプトの下、国内株式関連分野に経営資源を重点的に投下し、お客様の利便性を高めるようサービスの拡充に努めた結果、売買高は順調に拡大、営業収益は前期比2.2倍に達し、一方で引き続き効率的な経費構造を維持したことにより、経常利益は前期比約14倍と大幅な増益となりました。

[第6期]

第6期は、海外経済の好調を背景とした輸出や設備投資の伸びに支えられ、企業収益の改善が一段と確かなものとなるなど、景気は概ね良好となりました。

こうした中、国内株式市場は個人投資家の売買が活発となったこともあり、東証一部の1日平均売買金代金は1兆2,000億円と16年ぶりに過去最高を記録しました。

このような環境下、利便性と安定性を追求した独自サービスをお客様に提供することによって、営業収益は117億25百万円、経常利益は58億91百万円と過去最高の決算となりました。

[第7期]

第7期(当期)の状況につきましては、前記「1. 営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

Ⅱ 会社の概況 (平成18年3月31日現在)

1. 主要な事業内容

(1) 株式業務

主要な株式業務は、流通市場における委託売買業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その内容は次のとおりであります。

① 委託売買業務

証券取引所等において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

② 募集・売出しの取扱業務

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

(2) 投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集の取扱業務並びに売買業務から成り立っております。

(3) デリバティブ商品

① 先物・オプション取引の委託売買業務

証券取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務から成り立っております。

② カバードワラント

ゴールドマン・サックス証券との提携によるカバードワラント取扱業務から成り立っております。

2. 主要な営業所

本社 東京都中央区新川一丁目28番25号

3. 株式の状況

(1) 会社が発行する株式の総数 3,330,000株

(2) 発行済株式の総数 970,377株

- (注) 1. 平成17年4月21日開催の経営会議（役付執行役による決議機関）の決議により、平成17年7月20日付をもって、1株を3株に分割するとともに、当社定款を変更し、会社発行する株式の総数は株式の分割割合に応じて増加する決議を行いました。これにより、会社が発行する株式の総数は2,220,000株増加して3,330,000株に、発行済株式の総数は633,534株増加し950,301株になりました。
2. 平成18年1月4日付でMeネット証券株式会社との合併により新株式を発行し、発行済株式の総数は17,115株増加いたしました。

3. 第1回新株予約権の行使により発行済株式の総数は2,961株増
加いたしました。

(3) 株 主 数 46,188名

(4) 大 株 主

	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の当該大株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出資比率
伊藤忠商事株式会社	177,854株	18.32%	一株	—%
株式会社三菱東京UFJ銀行	159,320	16.41	—	—
三菱UFJ証券株式会社	103,331	10.64	—	—
伊藤忠ファイナンス株式会社	45,112	4.64	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	39,294	4.04	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	21,294	2.19	—	—
日本証券金融株式会社	18,883	1.94		
東短ホールディングス株式会社	15,606	1.60	—	—
三菱UFJ信託銀行株式会社	13,768	1.41	—	—
エヌビーホールディングスコーポレーション	10,660	1.09	—	—
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,000	1.03	—	—

- (注) 1. 株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行は、平成18年1月1日付で合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行になっております。
2. 三菱証券株式会社とUFJつばさ証券株式会社は、平成17年10月1日付で合併し、三菱UFJ証券株式会社になっております。
3. 三菱信託銀行株式会社とUFJ信託銀行株式会社は、平成17年10月1日付で合併し、三菱UFJ信託銀行株式会社になっております。

(5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

① 取得株式

普通株式 2.10株

取得価額の総額 697,900円

② 処分株式 該当事項はありません。

③ 決算期末における保有株式

普通株式 9.82株

(注) 自己株式の取得は、端株の買取りによるものです。

なお、平成17年7月20日付株式分割に伴い、株数が5.48株増加しております。

(6) 新株予約権の状況

① 現に発行している新株予約権

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額	権利行使時の1株当たり払込金額
第1回新株予約権Aストック・オプション・プラン(平成15年12月31日発行)	995個	普通株式 8,955株	無償	15,000円
第1回新株予約権Bストック・オプション・プラン(平成16年4月30日発行)	142個	普通株式 1,278株	無償	22,366円
第2回新株予約権Aストック・オプション・プラン(平成18年3月31日発行)	1,438個	普通株式 4,314株	無償	327,022円

(注) 平成17年7月20日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の1株当たり払込金額が調整されております。

② 当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権発行した新株予約権の内容

1. 新株予約権の発行日

平成18年3月31日

2. 発行する新株予約権の総数

1,438個(新株予約権1個当たりにつき、普通株式3株)

3. 新株予約権の発行価額

無償

4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 4,314株

5. 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額
普通株式1株当たりの払込金額（行使価額） 327,022円
6. 新株予約権の権利行使期間
平成19年7月1日から平成24年6月30日まで
7. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、執行役又は従業員の地位を保有していることを要する。
 - (2) 対象者に、定款又は社内規則に違反する重大な行為があった場合、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
 - (3) 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できる。かかる相続人の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
 - (4) その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
8. 新株予約権の消却事由及び条件
対象者が、上記7.により権利を行行使する条件に該当しなくなった場合又は新株予約権を放棄した場合、当社はいつでも当該新株予約権を無償で消却することができる。ただし、取締役会の裁量により有償で消却することを妨げない。
9. 有利な条件の内容
当社の取締役、執行役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行した。
10. 割当を受けた者の氏名並びに割当を受けた新株予約権の数
当社の取締役又は執行役

地位又は職業等	氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数
当社常務執行役	眞部則広	246個	普通株式 738株
当社取締役会長	山下公央	216個	普通株式 648株

特定使用人等（上位10名）

地位又は職業等	氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数
当社従業員	今野 玲	63個	普通株式 189株
当社従業員	野崎 雅之	63個	普通株式 189株
当社従業員	山田 勉	63個	普通株式 189株
当社従業員	佐藤 恵	44個	普通株式 132株
当社従業員	榎 裕治	39個	普通株式 117株
当社従業員	及川 桂子	37個	普通株式 111株
当社従業員	田辺 啓太	37個	普通株式 111株
当社従業員	本堂 重幸	37個	普通株式 111株
当社従業員	石原 龍太	35個	普通株式 105株
当社従業員	小山 智史	35個	普通株式 105株

11. 特定使用人等に対し発行した新株予約権の区分別状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	付与した者の総数
当社従業員	976個	普通株式 2,928株	31名

4. 企業結合の状況

(1) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(2) その他の重要な企業結合の状況

(イ) 当社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの関連会社であり、同社は当社の株主である株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ証券株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社等の親会社であります。同社は間接所有を含め当社の議決権の30.90%を所有しております。

(ロ) 当社は伊藤忠商事株式会社の関連会社であり、同社は間接所有を含め当社の議決権の22.97%を所有しております。

(ハ) 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行の関連会社であり、同行は当社の議決権の16.41%を直接所有しております。なお、当社は同行と証券仲介サービスにおいて業務提携を行い、平成17年7月より「インターネット証券仲介サービス」として、同行の顧客に対し当社の証券サービスをインターネット等により提供しております。

5. 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
日本証券金融株式会社	130,225百万円	18,883株	1.94%
立花証券株式会社	19,248	—	—
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,000	159,320	16.41

6. 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	40名	10名増	36.0歳	2.8年
女性	27	7名増	34.8	2.6
合計又は平均	67	17名増	35.5	2.7

- (注) 1. 従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。また、上記のほか、派遣社員28名が在籍しております。
2. 従業員数は前期末と比較して増加しておりますが、業務拡大及びMeネット証券株式会社との合併によるものであります。

7. 取締役及び執行役の状況

(1) 取締役

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
取 締 役 会 長	山 下 公 央	監査委員会委員長、指名委員会委員、報酬委員会委員
取 代 表 執 行 役 社 長	齋 藤 正 勝	
取 締 役	松 本 直 樹	株式会社三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 指名委員会委員長、報酬委員会委員
取 締 役	塩 見 崇 夫	伊藤忠商事株式会社 常務執行役員 報酬委員会委員長、指名委員会委員
取 締 役	磯 崎 哲 也	公認会計士 監査委員会委員
取 締 役	志 賀 こ ず 江	弁護士 監査委員会委員
取 締 役	佐 藤 丈 文	弁護士 監査委員会委員

(注) 1. 当期中における取締役の異動は、以下のとおりであります。

- ① 新任
- | | | |
|-----|-----------|---------------|
| 取締役 | 山 下 公 央 | (平成17年6月25日付) |
| 取締役 | 齋 藤 正 勝 | (平成17年6月25日付) |
| 取締役 | 松 本 直 樹 | (平成17年6月25日付) |
| 取締役 | 塩 見 崇 夫 | (平成17年6月25日付) |
| 取締役 | 志 賀 こ ず 江 | (平成17年6月25日付) |
| 取締役 | 佐 藤 丈 文 | (平成17年6月25日付) |
- ② 退任
- | | | |
|-----|---------|---------------|
| 取締役 | 川 松 保 夫 | (平成17年6月25日付) |
| 取締役 | 水 野 俊 秀 | (平成17年6月25日付) |
| 取締役 | 前 田 孝 治 | (平成17年6月25日付) |
| 取締役 | 井 上 裕 雄 | (平成17年6月25日付) |
| 取締役 | 白 石 康 広 | (平成17年6月25日付) |

2. 取締役山下公央、松本直樹、塩見崇夫、磯崎哲也、志賀こず江、佐藤丈文の6氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役であります。

(2) 執行役

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
代表執行役社長	齋藤正勝	
常務執行役	臼田琢美	営業統括部部长
常務執行役	雨宮 猛	業務統括部部长
常務執行役	眞部 則 広	事務統括部部长
執 行 役	石 川 陽 一	システム統括部部长

(注) 当期中における執行役の異動は、以下のとおりであります。

新任 執行役 眞部 則 広 (平成18年1月1日付)

8. 取締役及び執行役に支払った報酬の額

区 分	取 締 役		執 行 役		計		摘 要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
報酬委員会決議に基づく報酬	名	百万円	名	百万円	名	百万円	商法特例法の11条第3項第1号に該当する
	11	48	5	70	16	118	
	—	—	5	122	5	122	商法特例法の11条第3項第2号に該当する
計		48		192		241	

(注) 1. 執行役を兼務する取締役1名に対しては、取締役としての報酬を支払っておりません。

2. 上記支給人員の取締役には、期中退任取締役5名を含んでおります。

9. 取締役及び執行役の報酬に関する基本方針

取締役及び執行役の報酬に関する基本方針は、「報酬委員会規程」により以下のとおり定めています。

(1) 取締役報酬について

取締役の個人別報酬額は、その主な職務が監督機能であることを鑑み、固定報酬のみとし、常勤又は非常勤の別、委員会委員の兼職又は非兼職の別により「報酬委員会規程」に定める金額を上限として、報酬委員会で決定する。

(2) 執行役報酬について

執行役の個人別報酬額は、生活保障と業績向上へのインセンティブ供与の観点から固定報酬と変動報酬により構成し、役付に応じそれぞれ「報酬委員会規程」に定める金額の上限及び基準を条件として、固定報酬はその確定金額を、また変動報酬はその具体的な算定式を報酬委員会で決定する。

10. 監査委員会の職務の遂行のために必要な事項

商法特例法第21条の7第1項第2号及び商法施行規則第193条に基づく取締役会決議の概要は以下のとおりであります。

(1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人及びその使用人に関する事項の執行役からの独立性の確保に関する事項

監査委員会の監督下にあり、かつ監査委員会の職務を補助する組織として内部監査室を置き、その設置及び廃止に関する権限は取締役会に属するものとする。また、内部監査室は代表執行役及び業務執行部門から完全に独立した組織であり、内部監査室長への指揮権は監査委員会に属するものとする。

内部監査室長の任免並びに報酬は取締役会が決定する。

(2) 執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に報告すべき事項

「監査委員会規程」の定めるところにより、執行役又は使用人は以下の事項について監査委員又は監査委員会に報告しなければならない。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実。
- ・監査委員会又は内部監査室から受領した改善要請に対する是正状況。
- ・行政当局、取引所、証券業協会等が当社に対し行った検査、考査、監査の結果の内容。
- ・行政当局、取引所、証券業協会等から処分を受けた場合にはその処分内容。
- ・業務執行部門で実施した品質監査の結果。
- ・業務執行の妥当性、適法性に疑義があると思われる事項が生じた場合には、その事項。
- ・その他監査委員会又は指名監査委員が定めた事項。

(3) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

執行役は、「執行役規程」並びに「経営会議規程」に基づき、その職務の執行に係る情報につき、以下のとおり適切に保存及び管理を行う。

- ・執行役は、職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体により保存する。
- ・文書の保存期間その他の管理体制については、「文書取扱規則」及びISO9001の規格に基づく「品質マニュアル」によるものとする。
- ・監査委員会又は監査委員会が指名する監査委員が求めたときは、執行役はいつでも前述の文書を閲覧に供しめなければならない。
- ・経営会議の議事録は、10年間本店に備え置くものとする。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

損失の危険に関する事項は取締役会決議により改廃される「リスク管理規程」により以下のとおり管理する。

- ・証券会社に関する内閣府令第3条第2号に定める損失の危険の管理方法並びに認可業務及びその他業務の損失の危険に係るリスクの算定方法、限度額及び適用方法等については、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令によるものとする。
 - ・損失の危険の管理方法並びに認可業務及びその他業務の損失の危険に係るリスクは、原則として日々計算することとする。
 - ・リスク算定等に関し、客観的に公正妥当と認められる合理的なリスク率及び限度枠を設定するとともに、その適用状況を把握し、適正な限度枠の範囲で業務運営する体制を整備することとする。
 - ・リスク及びその限度枠の適用状況については内部管理統括責任者へ定期的に報告することとする。
- (5) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

内部監査室は、監査委員会の指揮の下、「内部監査基本規程」及び「内部監査実施要領」に定める方法により、執行役の職務の執行について以下の事項について定期・不定期に内部監査を実行し、監査委員会に報告する。

- ・商法、証券取引法その他関係法令、通ちょう、規則及び当会社の定款、諸規程等の遵守の状況
- ・業務の遂行及び運営の状況
- ・会計に関する事項
- ・システムに関する事項
- ・特に監査委員会より命ぜられた事項

11. 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は、以下のとおりです。

	支 払 額
① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	14百万円
② 上記①の合計額のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社が支払うべき報酬等の合計額	12百万円
③ 上記②の合計額のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	12百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

III 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

-
- (注) 1. 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 本営業報告書中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

第 7 期貸借対照表

(平成18年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	372,834	流 動 負 債	345,821
現金・預金	29,462	信用取引負債	174,782
預託金	118,161	信用取引借入金	158,392
信用取引資産	206,553	信用取引貸証券受入金	16,390
信用取引貸付金	203,018	預り金	9,268
信用取引借証券担保金	3,535	受入保証金	128,382
立替金	459	先物取引差金勘定	32
募集等払込金	203	短期借入金	30,000
短期差入保証金	16,242	前受金	1
前払金	35	未払金	485
前払費用	119	未払費用	1,079
未収入金	3	未払法人税等	1,787
未収収益	1,256	その他の流動負債	0
繰延税金資産	327	引当金	1,221
その他の流動資産	10	証券取引責任準備金 (証券取引法第51条)	1,221
貸倒引当金	△ 0	負 債 合 計	347,043
固 定 資 産	7,528	資 本 の 部	
有 形 固 定 資 産	88	資本金	7,154
建物	88	資本剰余金	11,872
器具・備品	0	資本準備金	11,872
無 形 固 定 資 産	944	利益剰余金	13,760
ソフトウェア	933	当期未処分利益	13,760
電話加入権	10	株式等評価差額金	533
投資その他の資産	6,495	自己株式	△ 1
投資有価証券	2,889	資 本 合 計	33,319
出資金	3	負 債 ・ 資 本 合 計	380,363
長期貸付金	4		
長期差入保証金	2,481		
長期前払費用	1		
繰延税金資産	114		
その他の投資等	1,259		
貸倒引当金	△ 258		
資 産 合 計	380,363		

第 7 期 損 益 計 算 書

〔平成17年 4月 1日から〕
〔平成18年 3月 31日まで〕

(単位：百万円)

科 目		金 額		
経 常 損 益 の 部	営 業	営 業 収 益	21,311	
	損 益	受 入 手 数 料	16,887	
		ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	△ 14	
		金 融 収 益	4,430	
		そ の 他 の 営 業 収 益	8	
		金 融 費 用	1,424	
	の 部	純 営 業 収 益		19,886
		販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		7,096
		営 業 利 益		12,790
	業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益		31
営 業 外 費 用		149		
経 常 利 益		12,672		
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		16	
	貸 倒 引 当 金 戻 入		16	
	特 別 損 失		1,043	
	証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入		495	
合 併 関 連 損 失		548		
税 引 前 当 期 純 利 益		11,645		
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,300		
法 人 税 等 調 整 額		△ 400	1,899	
当 期 純 利 益		9,746		
前 期 繰 越 利 益		4,014		
当 期 未 処 分 利 益		13,760		

[注 記 事 項]

当社の貸借対照表及び損益計算書は、商法施行規則（平成14年法務省令第22号）の規定のほか、「証券会社に関する内閣府令」（平成10年総理府令・大蔵省令第32号）及び「証券業経理の統一について」（昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議）に準拠して作成しております。

なお、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（重要な会計方針）

1. トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）等の評価基準及び評価方法

(1) トレーディングの目的及び範囲

当社の行うトレーディング業務は、委託取引の円滑な執行を目的としております。トレーディング業務において取扱う主要な商品は、株式、投資信託受益証券、カバードワラント、株式に係る先物取引及びオプション取引であります。

(2) 評価基準及び評価方法……………時価法

2. トレーディング商品に属さない有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（時価のあるもの）……………決算日の市場価格に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部資本直入する方法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

（時価のないもの）……………移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算書を基礎とし、組合の純資産を当社の出資持分割合に応じて、投資有価証券として計上しております。

3. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 10年～15年

器具・備品 6年～8年

無形固定資産

ソフトウェア……………社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

長期前払費用……………定額法

4. 引当金及び準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 証券取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条の規定に基づき、「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した金額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計方針の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計審議会適用指針第6号 平成15年10月31日）が平成17年4月1日以降開始する事業年度から適用されることに伴い、当期より同会計基準及び同適用指針を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表の注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額……………28百万円
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機一式及びその周辺機器並びにソフトウェアについてはリース契約により使用しております。
3. 差入れている有価証券及び差入を受けている有価証券の時価は次のとおりであります。
 - (1) 差入れている有価証券

① 信用取引貸証券	17,613百万円
② 信用取引借入金の本担保証券	163,525百万円
③ 差入保証金代用有価証券	84,438百万円
 - (2) 差入れを受けている有価証券

① 信用取引貸付金の本担保証券	199,518百万円
② 信用取引借証券	3,608百万円
③ 受入保証金代用有価証券	125,296百万円

4. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は533百万円であります。

(損益計算書の注記)

1 株当たり当期純利益

1 株当たり当期純利益	10,211円58銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	10,080円28銭

(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	9,746百万円
普通株式に係る当期純利益	9,746百万円
期中平均株式数	954,412株
普通株式増加数	12,431株
(うち新株予約権)	(12,431株)

(税効果会計)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

証券取引責任準備金	497百万円
未払事業税	158
貸倒引当金	97
その他	55
繰延税金資産合計	808

繰延税金負債

株式等評価差額金	366
繰延税金負債合計	366
繰延税金資産の純額 (流動)	327
繰延税金資産の純額 (固定)	114

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
被合併会社の一時的差異に対する税効果認識額	△24.3
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
その他	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.3

第 7 期 利 益 処 分

(単位：円)

当 期 未 処 分 利 益		13,760,383,947
上記金額を次のとおり処分いたします。		
配 当 金 (1 株 に つ き 2,300 円)		2,231,844,514
次 期 繰 越 利 益		11,528,539,433

【平成17年度貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する参考事項】

< 商法特例法第21条の31第1項及び商法施行規則第141条に基づく利益処分の理由その他の事項 >

1. 利益処分の理由及び利益還元に関する中長期的な方針

当社は株主利益の最大化を重要な経営目標としております。

そのため、信用取引の拡大に必要な財務体質の強化及び将来の事業拡大に備えたコンピューターシステムへの投資等のために必要かつ十分な内部留保を確保することとしており、また、それらの効果によるROEの向上を通じて1株当たりの利益水準の増加を推進しております。

また、当社は、かかる内部留保とのバランスを考慮に入れながら配当を中心とした株主還元を適切に行うこととしております。

以上のとおり、当社は、株主利益の最大化を図る観点から必要かつ十分な内部留保を確保すると同時に、適切な株主還元という観点から配当性向30%程度の配当を行うことを経営目標としています。

当期の利益配当金につきましては、当社創業以来初となる1株当たり2,300円の配当を実施し、当期の配当性向は22.5%となります。

なお、Meネット証券株式会社との合併による同社の税務上の繰越欠損金等の引継ぎに伴う税効果として当期純利益が2,731百万円増加する一方、システム除却損等の発生に伴う特別損失及び一時的な販売費・一般管理費の増加により当期純利益が400百万円減少しており、これら一時的な要因を除いた計算上の配当性向は30.1%となります。

2. 営業収益又は経常利益その他の利益もしくは損失が著しく増減したときはその原因

3 ページの、「1. 営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月18日

カブドットコム証券株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 宮 坂 泰 行 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 御 子 柴 顯 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第21条の26第4項の規定に基づき、カブドットコム証券株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第7期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

ただし、営業報告書に記載されている事項のうち第6期営業年度以前の会計に関する部分は、前任監査人によって監査されている。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書に記載されている事項（第7期営業年度の会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第7期営業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査委員会は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）」第21条の7第1項第2号及び商法施行規則第193条に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びにそれに基づき構築されている会社の内部統制にかかる体制全般について監視・検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、会社の内部監査室その他の内部統制所管部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け又は聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、これに基づき計算書類及び附属明細書につき検証いたしました。

取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役又は執行役等から報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 商法特例法第21条の7第1項第2号及び商法施行規則第193条に掲げる会社の内部統制にかかる体制全般に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役又は執行役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役及び執行役の義務違反は認められません。

平成18年5月24日

カブドットコム証券株式会社 監査委員会

監査委員長 山下 公 央 ㊟

監査委員 磯 崎 哲 也 ㊟

監査委員 志 賀 こ ず 江 ㊟

監査委員 佐 藤 丈 文 ㊟

(注) 監査委員山下公央、磯崎哲也、志賀こず江、佐藤丈文は、商法特例法第21条の8第4項ただし書に規定する社外取締役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

970,360個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、新たな事業目的を追加するものであります。(変更案第2条)
- (2) 「会社法(平成17年法律第86号)」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)」が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① インターネットを利用する方法によって、株主総会参考書類等の一部を開示することで、株主に対して提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主の皆様の利便性の向上と、株主総会運営の合理化を図るため、インターネット開示とみなし提供の規定を新設するものであります。(変更案第13条)
 - ② 書面等による取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことに伴い、取締役会の機動的な開催と運営の効率化のため、取締役会の書面決議に関する規定を新設するものであります。(変更案第28条)
 - ③ 平成18年5月1日付で当社定款に下記の規定があるものとみなされておりますが、当該規定を新設するものであります。
 - イ 取締役会、各委員会及び会計監査人を置く旨(変更案第17条、第32条、第42条)
 - ロ 剰余金の配当、自己の株式の取得等を株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨(変更案第45条)
 - ハ 株式に係る株券を発行する旨(変更案第7条)
 - ニ 株主名簿管理人を置く旨(変更案第8条)
 - ④ 端株制度が廃止となり、端株に関する経過措置が規定されたことに伴い、現存する端株の取扱いについて附則を設けるものであります。
- (3) その他、現行定款について、条文の削除及び移設、文言の修正並びに条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">1～34 (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">35 (省略)</p> <p>(<u>委員会等設置会社に関する特例</u>)</p> <p>第 5 条 <u>当社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第 2 章第 4 節に規定する特例の適用を受けるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(<u>発行する株式の総数</u>)</p> <p>第 6 条 本会社の<u>発行する株式の総数</u>は、3,330,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第 8 条 本会社は株式および端株につき<u>名義書換代理人</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">② <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する</u>。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">1～34 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>35 書籍の販売</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>36 融資、保証および債権買取を含めた信用供与とその斡旋ならびに仲介</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>37 銀行代理業</u></p> <p style="padding-left: 2em;">38 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>)</p> <p>第 5 条 本会社の<u>発行可能株式総数</u>は、3,330,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 6 条 <u>本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p>第 7 条 <u>本会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第 8 条 本会社は<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">② <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定める</u>。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ <u>本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、株券喪失登録および端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 本会社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株原簿の記載、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再交付、株券喪失登録および端株の買取りその他株式に関する手続きおよび手数料については、取締役会</u>の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 本会社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>② <u>前項および本定款に定めるほか、必要があるときは取締役会の決議又は取締役会に委任を受けた執行役の決定により予め公告して、一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者とする。</u></p>	<p>③ <u>本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成および備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 本会社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会</u>において定める株式取扱規則による。</p> <p>(第11条へ移設)</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株 主 総 会 (招集)</p> <p><u>第11条</u> 本会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集する。</u></p> <p>② <u>臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</u> (第10条より移設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表執行役が招集し、取締役会長がその議長となる。</u></p> <p>② <u>代表執行役または取締役会長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の執行役または取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株 主 総 会 (招集)</p> <p><u>第10条</u> 本会社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u> (第1項へ移設)</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第11条</u> 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役会の決議によって予め定めた取締役がこれを招集する。また、取締役会の決議によって予め定めた取締役が議長となる。</p> <p>② <u>前項の規定により定められた者に事故があるときは、取締役会の決議によって予め定めた順序により他の取締役がこれを招集し、または議長となる。</u></p> <p><u>(株主総会の参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第13条</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>② 商法第343条の規程によるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でこれを決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、本会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の場合、<u>株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を、本会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の議事については、<u>議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果を記載又は記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印又は電子署名する。</u></p> <p>② <u>株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (新設)</p> <p>(員数)</p> <p><u>第16条</u> (省略)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 株主は、本会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>② 前項の場合、<u>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を、本会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 <u>(取締役会)</u></p> <p><u>第17条</u> <u>本社は取締役会を置く。</u></p> <p>(員数)</p> <p><u>第18条</u> (現行どおり)</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>本会社は、社外取締役（商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）を2名以上選任するものとする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第17条</u> <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>③ (省略) (新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第18条</u> <u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役又は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(取締役会議長)</p> <p><u>第19条</u> <u>当会社は取締役会の決議により取締役会議長を選任する。</u></p>	<p>② <u>前項の取締役のうち、社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）を2名以上選任するものとする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p><u>第19条</u> <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>前項の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(解任方法)</p> <p><u>第20条</u> <u>取締役は株主総会の決議により解任することができる。</u></p> <p>② <u>取締役を解任する場合におけるその決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第21条</u> <u>取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会議長)</p> <p><u>第22条</u> <u>本会社は取締役会の決議により取締役会議長を選任する。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の権限)</p> <p><u>第20条</u> 取締役会は、特例法第21条の第7第1項に定める事項その他法令に定める事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p><u>第21条</u> (省略)</p> <p>② 取締役会議長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会で定めた順序</u>により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>③ <u>第27条</u>に定める各委員会を組織する取締役であってその委員会が指名する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>④ (省略)</p>	<p>(取締役会の権限)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は、<u>会社法第416条第1項</u>に定める業務執行の決定ならびに執行役および取締役の職務の執行の監督を行う。ただし、<u>取締役会は、会社法第416条第4項に掲げる事項以外の業務執行の決定を執行役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>② 取締役会議長に事故があるときは、<u>取締役会の決議によって予め定めた順序</u>により他の取締役がこれを招集し議長となる。</p> <p>③ <u>第32条</u>に定める各委員会を組織する取締役であってその委員会が指名する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>④ (現行どおり)</p>
<p>(執行役に対する説明要求)</p> <p><u>第22条</u> (省略)</p> <p>(招集通知)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役会は、取締役の全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>	<p>(執行役に対する説明要求)</p> <p><u>第25条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日より3日前に発するものとする。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮</u>することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催</u>することができる。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p>(決議) 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役会決議の省略)</u></p>
<p>第25条 取締役会の議事については、議事録を作成し、<u>これに議事の経過の要領およびその結果を記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。</u></p>	<p>第28条 本会社は、<u>取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(議事録)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p>
<p>第25条 取締役会の議事については、議事録を作成し、<u>これに議事の経過の要領およびその結果を記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。</u></p>	<p>第29条 取締役会の議事については、<u>法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>
<p>② <u>取締役会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第26条 取締役の報酬は、報酬委員会の決議により定める。</p>	<p>第30条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益 (以下、報酬等という。)</u>の内容は、報酬委員会の決議により定める。</p>
<p>(取締役の責任軽減)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第27条 <u>当社は、特例法第21条の17第4項で準用する商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、特例法第21条の17第1項の行為に関する取締役 (取締役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することが出来る。</u></p>	<p>第31条 <u>本会社は、取締役会の決議によって、取締役 (取締役であったものを含む。) の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>当社は、特例法第21条の17第5項で準用する商法第266条第19項の規定により、社外取締役（商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役をいう。）との間に、特例法第21条の17第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 指名委員会・報酬委員会・監査委員会 (委員会の設置)</p> <p><u>第28条 当社は、指名委員会、報酬委員会、監査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。</u></p> <p>(員数等)</p> <p><u>第29条 委員会は、取締役3名以上で組織する。</u></p> <p>② 委員会の委員のうち過半数は、社外取締役とする。</p> <p>③ 監査委員会の委員は、<u>当会社もしくはその子会社（特例法1条の2第4項にいう連結子会社を含む。）の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねていない者とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第30条 委員会の委員は、取締役会で選任する。</u></p>	<p>② <u>本会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 指名委員会・報酬委員会・監査委員会 (委員会の設置)</p> <p><u>第32条 本会社は、指名委員会、報酬委員会、監査委員会の各委員会を置く。</u></p> <p>(員数等)</p> <p><u>第33条 各委員会は、それぞれ取締役3名以上で組織する。</u></p> <p>② <u>各委員会の委員のうち過半数は、社外取締役とする。</u></p> <p>③ 監査委員会の委員は、<u>本会社もしくは本会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の執行役もしくは業務執行取締役または本会社子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）もしくは支配人その他の使用人でない者とする。</u></p> <p>(選定方法)</p> <p><u>第34条 各委員会の委員は、取締役会の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(委員会の権限)</u></p> <p><u>第31条</u> 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する。</p> <p>② 報酬委員会は、取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する。</p> <p>③ 監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行を監査し、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を選任しないことに関する議案の内容を決定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(委員会の招集権者および議長)</u></p> <p><u>第32条</u> 委員会は、各委員がこれを招集する。</p> <p>② 委員会は、各委員会においてあらかじめ指名された委員が議長となる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条</u> 委員会の招集通知は、会日の3日前までに各委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで委員会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(取締役・執行役に対する説明要求)</u></p> <p><u>第34条</u> 委員会は、取締役および執行役に対し、委員会に出席して一定の事項について説明するよう求めることができる。</p>	<p>(削除)</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(委員会の決議方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第35条 <u>委員会における議事は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数で行う。</u></p>	
<p>(委員会の議事録)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条 <u>委員会における議事の経過の要領および結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した委員が記名押印または電子署名を行う。</u></p>	
<p>(委員会規程)</p>	<p>(委員会規程)</p>
<p>第37条 <u>委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、各委員会において定める委員会規程による。</u></p>	<p>第35条 <u>委員会に関する事項は、法令、本定款または取締役会に定めるもののほか、各委員会において定める委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 執 行 役</p>	<p>第6章 執 行 役</p>
<p>(執行役の選任)</p>	<p>(執行役の選任)</p>
<p>第38条 <u>執行役は、取締役会で選任する。</u></p>	<p>第36条 <u>執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第39条 <u>執行役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会が終了した後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。</u></p>	<p>第37条 <u>執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(代表執行役および役付執行役)</p>	<p>(代表執行役および役付執行役)</p>
<p>第40条 <u>当社は、取締役会の決議により、代表執行役を選任する。</u></p>	<p>第38条 <u>本社は、取締役会の決議により、代表執行役を選任する。</u></p>
<p>② <u>当社は、取締役会の決議により、執行役社長1名、執行役副社長、専務執行役、常務執行役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>② <u>本社は、取締役会の決議により、執行役社長1名、執行役副社長、専務執行役、常務執行役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>③ <u>執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項は、取締役会の決議により定める。</u></p>	<p>③ <u>執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項は、取締役会の決議によって定める。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p>第41条 執行役の報酬は、報酬委員会の決議により定める。</p> <p>(執行役の責任軽減)</p> <p>第42条 当社は、<u>特例法第21条の17第6項で準用する商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、特例法第21条の17第1項の行為に関する執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(執行役規程)</p> <p>第43条 (省略) (新設) (新設) (新設)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(<u>営業年度および決算期</u>)</p> <p>第44条 本会社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期</u>とする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第39条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。</p> <p>(執行役の責任免除)</p> <p>第40条 本社は、<u>取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>(執行役規程)</p> <p>第41条 (現行どおり) 第7章 会計監査人 (<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第42条 本社は<u>会計監査人を置く。</u> (<u>選任および任期</u>)</p> <p>第43条 <u>会計監査人は株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>② <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。</u></p> <p>③ <u>前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第8章 計 算</p> <p>(<u>事業年度</u>)</p> <p>第44条 本会社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金) (新設)</p> <p>第45条 <u>本公司の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者、および同日の最終の端株原簿に記載された端株主に対して支払うものとする。</u> (新設)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第46条 <u>本公司は、取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録質権者および同日の最終端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定に定める金銭の分配(以下中間配当という)をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第47条 <u>利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本公司は、その支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第45条 <u>本公司は取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>② <u>本公司は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。</u></p> <p>③ <u>本公司は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</u> (削除)</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第46条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本公司はその支払義務を免れる。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>附則</u> <u>(端株の取扱い)</u></p> <p><u>第1条</u> 本社は、端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、株主名簿管理人およびその事務取扱場所と同じとする。</u></p> <p>③ <u>本社の端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、端株原簿への記載または記録、端株の買取りその他端株に関する事務は名義書換代理人に委託し、本社内においては取扱わない。</u></p> <p>④ <u>本社の端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>⑤ <u>本社は、毎年3月31日または9月30日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して金銭による剰余金の配当を行う。</u></p> <p>⑥ <u>本条は、本社の端株が存在しなくなったときをもって削除する。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
1	やま した きみ おう 山下 公 央 (昭和26年2月18日生)	昭和49年4月 ㈱三和銀行入行 平成10年4月 同行 市場リスク管理部長 平成12年4月 同行 総合リスク管理部長 平成13年4月 ㈱UFJホールディングス総合リスク管理部長 平成14年1月 同社 リスク統括部長 平成15年7月 ㈱UFJ銀行総合リスク管理部長を兼務 平成16年7月 ㈱UFJホールディングス執行役員リスク統括部・コンプライアンス統括部担当 平成17年5月 ㈱UFJホールディングス執行役員 平成17年6月 当社 取締役会長（現職）	2株
2	さい とう まさ かつ 齋 藤 正 勝 (昭和41年5月13日生)	平成元年4月 野村システムサービス(㈱)入社 平成5年8月 第一証券(㈱)入社 平成10年10月 伊藤忠商事(㈱)入社 オンライン証券設立プロジェクトに参画 平成11年6月 日本オンライン証券(㈱)設立に伴い同社入社 情報システム部長 平成11年9月 同社 取締役 平成13年4月 当社 執行役員 情報システム部長 平成14年5月 当社 最高業務執行責任者 平成15年6月 当社 代表取締役 COO 平成16年6月 当社 代表執行役社長 平成17年6月 当社 取締役兼代表執行役社長（現職）	2,232株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社 株式の数
3	まつもと なおき 松本直樹 (昭和28年4月1日生)	昭和50年4月 ㈱三和銀行入行 平成10年4月 同行 ローン業務部長 平成13年3月 同行 リテール営業部長 平成14年1月 ㈱UFJ銀行 執行役員リ テール統括部長(兼)エイ ティエム支店長 平成15年5月 同行 執行役員 平成15年6月 ㈱ジェーシービー常務取締 役 平成16年6月 同社 非常勤取締役 平成16年6月 ㈱UFJ銀行 常務執行役員 リテールカンパニー長 平成17年6月 当社 取締役(現職) 平成18年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行常務執 行役員リテールカンパニー 副本部長(現職)	—
4	ゆき や まさ たか 雪矢正隆 (昭和31年5月8日生)	昭和54年4月 伊藤忠商事㈱入社 平成16年4月 同社 金融・不動産・保 険・物流経営企画部長 兼 同カンパニー チーフイン フォメーションオフィサー 平成18年4月 同社 金融・不動産・保 険・物流カンパニー 金融 部門長 兼 金融投資戦略 室長(現職)	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社 株式の数
5	いそ ぎき てつ や 磯 崎 哲 也 (昭和36年8月26日生)	昭和59年4月 (株)長銀経営研究所 入社 平成4年8月 公認会計士 登録 平成7年4月 (株)長銀総合研究所に転籍 産業調査第二部インター ネット金融・技術担当 平成10年10月 伊藤忠商事(株)入社 嘱託・ オンライン証券会社設立準 備担当 平成11年7月 ネットイヤーグループ(株)入 社 財務責任者 平成13年7月 磯崎哲也事務所代表 (現 職) 平成15年6月 当社 監査役 平成16年6月 当社 取締役 (現職) <他の会社の代表状況> (株)磯崎哲也事務所代表、(有)明インベスト メンツ取締役	—
6	し が こず え 志 賀 こず 江 (昭和23年11月23日生)	平成5年3月 最高裁判所司法研修所卒業 平成5年4月 検事任官 (横浜地方検察 庁) 平成9年4月 東京地方検察庁 平成10年4月 第一東京弁護士会登録 平成11年8月 志賀法律事務所設立 平成14年6月 サン総合法律事務所 パー トナー弁護士 平成16年6月 日本興亜損害保険(株)非常勤 監査役 (現職) 平成17年6月 当社 取締役 (現職) 平成17年10月 白石総合法律事務所 パー トナー弁護士 (現職)	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社 株式の数
7	さとう たけみ 佐藤 丈文 (昭和45年8月9日生)	平成7年3月 最高裁判所司法研修所卒業 平成7年4月 第一東京弁護士会登録 西 村総合法律事務所入所 平成14年5月 米国コロンビア大学ロース クール (LL. M.) 卒業 平成14年8月 米 国 ニ ュ ー ヨ ー ク Debevoise & Plimpton 法律 事務所勤務 平成15年3月 米国ニューヨーク州弁護士 登録 平成15年6月 西村総合法律事務所復職 平成16年1月 西村ときわ法律事務所パー トナー弁護士 (現職) 平成17年6月 当社 取締役 (現職)	—

- (注) 1. 候補者と会社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者山下 公央氏、松本 直樹氏、雪矢 正隆氏、磯崎 哲也氏、
志賀 こず江氏、佐藤 丈文氏は、社外取締役候補者であります。

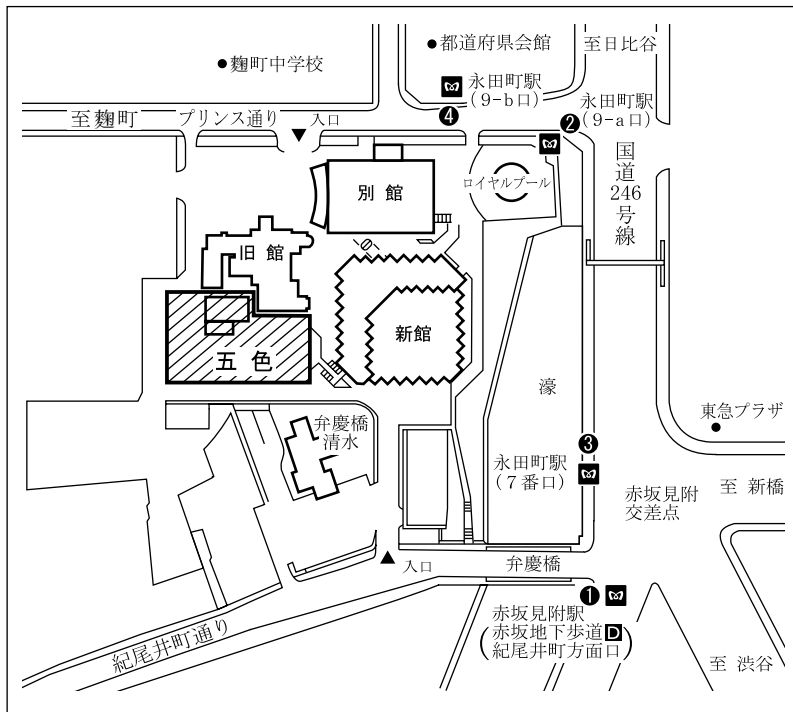
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区紀尾井町1番2号

赤坂プリンスホテル 「五色」2階 五色の間

電話番号 03 (3234) 1111



(交通)

- ① 東京メトロ銀座線・丸ノ内線赤坂見附駅 (赤坂地下歩道D紀尾井町方面口) から徒歩1分
- ② 東京メトロ南北線永田町駅 (9-a口) 隣接
- ③ 東京メトロ半蔵門線永田町駅 (7番口) から徒歩2分
- ④ 東京メトロ有楽町線永田町駅 (9-b口) から徒歩2分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。